

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集
第46集（2014年度）2014年9月発行：191-204

私学政策・制度に関する研究

小入羽 秀 敬

私学政策・制度に関する研究

小入羽 秀 敬*

はじめに

本稿は私学政策・制度に関する研究レビューを行うことで私立高等教育政策・制度研究の枠組について検討することを目的とする。教育政策・制度の中でもとりわけ「私立学校」に着目する理由として、私学のシェアの多さを挙げることができる。例えば高等学校段階では1965年代の生徒急増期などで私立高等学校が増加した生徒の受け皿となっており、これを機に高等学校に占める私学のシェアは全国平均で3割を超えることとなる。また、大学段階であっても高等教育拡大が私立大学によって担われてきており、現在では全大学の7割近くが私立大学である。このように義務教育終了後の学校教育において私立学校の持つ役割は大きい。

公教育の中で一定の役割を担うことになった私立学校は、教育を行う以外に財務的に破綻しないような経営を行うことも求められるようになる。このような私立学校の経営行動は多くの場合、国や県などによって制定された私学政策や私学制度の影響を大きく受けると考えることができる。この観点からも私学政策や私学制度について検討することが重要な課題であることがわかる。

過去に高等教育制度や高等教育政策に関するレビューはなされており、その中でも私学政策に触れられているものはあるが（金子，1992，2005），私学政策に特化したものはなかった。そこで、過去のレビューにおいて触れられていない部分については1970年代からさかのぼって文献を引用している。また、私立高等教育政策・制度研究の枠組について検討するために比較対象として主に教育行政学で行われてきた高等学校以下の私立学校研究のレビューも行う。

私立学校に関する先行研究は、教育社会学や高等教育研究では主に私立大学を対象としているが、政策・制度について大きな関心が払われているとは言えない（例えば、日本教育社会学会の学術誌『教育社会学研究』では私学政策に関連した論考は3本あり、3本が私立大学を対象としている）。一方で教育行政学や教育経営学などでは政策や制度を対象とした研究が多く行われているものの、初等中等教育を対象とした研究が大半であり、高等教育までを対象とした研究は少ない（大桃，2013）。しかし、初等・中等教育といえども私学政策・制度を対象とした研究の枠組みは、高等教育の私学政策・制度研究に対して示唆を与えることが可能であると考えられる。

国公立学校であれば、大学と小中高等学校では設置者が異なる（国公立大学は大学法人、公立高等学校は都道府県・市、公立小中学校は市町村）ため、高等教育研究と初等・中等教育研究での研究対象の棲み分けが行われることは理解できる。しかし、私立学校に関しては全ての校種において設置者は学校法人であり、一つの学校法人が複数校種の学校を設置することができることから、初

*広島大学高等教育研究開発センター研究員

等・中等・高等教育を包括的に概観した上での研究レビューが重要となる。

そこで本稿では、私学政策に関連した初等中等教育および高等教育に関連する研究のレビューを行うことで、私学助成政策・制度を分析する枠組について考察することを目的とする。

1. 私学助成政策の「助成」と「規制」

私学政策に関する議論は主に経常費助成費補助に代表されるような「助成」と学生数等の制限などに代表されるような「規制」の関係性で検討されることが多かった。市川によれば私学政策は「規制」と「助成」の程度の組み合わせによって「放任主義」「統制主義」「育成主義」「同化主義」の4類型に分けることができるとする。「放任主義」は助成が少ない一方で規制も弱い。「統制主義」は規制が強いが助成が少ない。「育成主義」は規制が弱いが助成が大きい。「同化主義」は規制も強いが、助成も大きい。日本の私学政策は放任主義、統制主義、育成主義の3類型の間を変化していった（市川，2004，2006）。

上記類型は高等教育と初等・中等教育で異なっている。私立大学と私立高等学校等の所轄庁が異なるという点や、私立大学助成が教育条件の維持・向上を主目的としていたのに対して、高等学校以下私学助成が学納金の上昇抑制を主眼としていた点などが理由である。それは国庫補助金の金額や項目の変遷からも明らかであり、私立大学の補助金は1980年代に減少し、項目も特別補助が増えるなど政策誘導的な意味合いを持つものが増えたのに対して、高等学校以下私立学校に対する補助金は1984年以降基本的に前年度比増で推移していた。項目についても政策誘導的な意味合いの強い特別補助は少なかった。

従来の議論における私学助成の「助成」と「規制」という概念は主に私立大学を念頭に置かれたものであった。私立大学では所轄庁である文部科学大臣（国）と機関の関係性の中で議論されてきていた。この場合、助成と規制の主体は所轄庁である文部科学大臣および文部科学省となる。しかし、昨今の大学改革の議論では規制や助成の主体である文部科学省に対して内閣府に設置された会議（例えば第2次安倍晋三内閣の産業競争力会議や教育再生実行会議）が影響力を行使する例が多く見られる。大学の機能強化の議論に際しては産業競争力会議において私立大学への経常費補助や国立大学への運営費交付金の算定式の変更などが求められており、文部科学省による私学助成政策や制度設計に対して影響を与える要因が存在していることを示している。

高等学校以下の私立学校の所轄庁は都道府県知事であり、「助成」と「規制」は県と機関の関係性の中での議論となる。高等学校等への私学助成は県の事業であるとして国はほとんど関与してこなかった。しかし、行政制度的に考えれば、高等学校以下の私学助成の主体が県であったとしても、行政的、財政的に国からの影響が存在しないとは言えない。例えば、行政的には私学の設置認可等については機関委任事務の一環として実施されてきていた経緯がある。財政的には私学助成の国からの財源措置として地方交付税交付金や国庫補助金が存在する。これらの国と県の制度的要因を考えれば、県の私学助成政策が結果的に国の意向に沿った「規制」を実施している可能性も考えられる。

このように、私学助成の「助成」と「規制」の主体がどのような要因によって政策や制度を設計しているのか、という観点は政策決定主体が多様化している昨今において非常に重要であると考えられる。次節以降では政策決定主体が多様化した教育政策において、私学助成政策・制度を分析していく枠組を検討したい。

2. 教育社会学・教育経済学・高等教育学の私学研究

教育社会学や教育経済学、高等教育学では所轄庁と機関の関係を「助成」と「規制」の軸で分類して分析した政策研究が尾形（1978, 1979）や米澤（2010）によって行われてきた。尾形は戦前・戦後の私立大学財政を「助成（サポート）」と「規制（コントロール）」の軸で分析し、戦前には「ノーサポート・フルコントロール」であった私学助成政策が戦後には「ノーサポート・“ノーコントロール”」に変化し、人件費を含んだ経常費補助が実施されるようになった1970年度以降は「サポート・アンド・コントロール」への「重大な転換」（尾形, 1979, 38頁）が行われたと指摘した。米澤は政府による私立大学への規制と助成に代表される政策手段の変化を時期によって区分し、それぞれの時期区分での政策手段が私立大学経営に対して与えた影響を分析した。私学助成に対する研究としては、1968年度に至るまでの私立大学に対する国庫助成の実施について政策的な背景を含めた概説を行った大崎（1968）や、私学政策の評価という観点から私学助成や私学への規制について検討し、私学政策の改革の在り方について述べた田中（2000）が挙げられる。私学助成そのものに関する政策的研究は少なく、大学政策全体の一部として私学政策の展開についてマクロ的な動向を追っている研究が大崎（1999）や黒羽（1993, 2001, 2002）によって行われてきた。

高等教育学や教育経済学の私学助成に関する主な関心事は私学助成の私学経営や家計への影響であった。私学経営の観点から私学助成などの収入が私学経営にどのような影響を与えているのか、という分析が主に私立大学を中心として行われた。私学はそれぞれが学校法人として独立した経営体であることから、大半が経営的観点からみた財政分析となっている（例えば両角, 2010, 2012）。私立大学の収支構造に関する財務分析は、計量分析やケーススタディーを中心とした研究が1980年代後半以降多く行われてきた。補助金に着目した分析は基本的に人件費を含めた大学への助成となる経常費補助が分析対象であり、施設・設備費等経常費以外の項目については検討されていない（丸山, 1992；田中, 2000；黒羽, 2001）。また、私学助成を含んだ私立大学の一般収入等を従属変数とした研究では、私学助成の変化率がどのように影響を与えているのかについて教育経済学的アプローチを用いた補助金の影響分析（例えば矢野, 1996；矢野・丸山, 1988；丸山, 1988, 1999）や、地域や入学難易度等の環境要因が大学の収支バランスにどのような影響を及ぼしているのかについて、「私立学校の財務状況調査報告書」の個票データを用いた重回帰分析によって明らかにされている（濱中・島, 2002）。また、私学助成が社会に与えた影響分析として、矢野は私学助成の投資効果を測定するために収益率アプローチを用いた分析を行っている（矢野, 1984, 1996）。

これらの分析の特徴として第1に、高等教育の拡大が主に私立大学によって担われてきており、現在においても大学の7割が私立大学であることから分析対象として重要であったことから、私学

助成研究が私立大学を中心として行われてきたこと、第2に私学助成の交付額そのものが所与のものとして扱われており、所轄庁による私学助成に関連する補助金そのものがどのような変化をしてきたのかという行政学的な観点からの分析については着目されてこなかったことが挙げられる。

では、高等学校以下の私学政策や私学制度は教育社会学等の領域ではどのように扱われてきたのか。教育社会学における高等学校以下の私立学校研究は、特に1960年代のベビーブームに伴う高等学校進学率の増加期に私立高等学校がどのような役割を担ったのかについて、公立高等学校の設置者であり、私立高等学校の所轄庁である都道府県による違いに着目した研究が行われてきた(児玉, 2008; 相澤他, 2009; 香川他, 2012)。児玉は1951年から1966年までの高等学校教育拡大期にどのような形で生徒収容が行われたのかを分析し、京都府の事例分析を行った。相澤らによる研究は第1次ベビーブーム以降の高等学校教育供給の実態について、各県における私立高等学校の位置づけの違いに着目して全県の類型化に基づいたケーススタディーを行った。香川らによる研究は全都道府県の高等学校教育の提供構造を類型化した。しかし、これらの研究の特徴は高等学校進学率の増加期に高等学校による教育機会の提供がどのようになされてきたか、という点が問題関心であり、それを裏付ける私学助成をはじめとする財政的要因については考慮されていない。教育社会学で財政、もしくは財務的な観点からの分析を行っていたのは渡部芳栄である。高等学校の財務状況に私学助成がどのような影響を与えたのかについて財務データを用いてマクロ的な分析を行った(渡部(芳), 2007)が、私立大学への私学助成分析と同様に補助額を所与のものとして扱っており、所轄庁の私学政策決定の要因については扱っていない。

最後に、学校法人に着目した研究について触れておきたい。上記研究の大半は基本的に機関としての「学校」が研究対象であり、私立大学、私立高等学校など個別の学校を分析対象とした研究が大半を占めている。しかし、私立学校は学校法人が設置するものであり、学校法人は複数の私立学校を設置することが法的に認められている。また、私立学校には校長・学長が設置されているものの、学校経営の事実上の決定権限は学校法人の理事会が持っている。

学校法人が大学や高等学校以下の学校を併設しているという点に着目して、併設校パターンの類型化から日本の私立大学を分類するという枠組は天野(1970)によって提示されている。また、大学を設置している学校法人に着目した分析としては私立高等教育機関の設置と淘汰について分析した山崎(1989, 1991)や1960～1980年代後半の私立大学や私立短期大学の拡大プロセスについて学校法人を単位として分析した荒井(1995)が挙げられるが、学校法人を経営単位として分析した研究はそれ以降少なかった。

2000年代後半になって学校法人を単位とした研究が主に荒井克弘を中心とした研究グループによって進められてきた。まず、荒井(克)(1995)における大学拡大のメカニズム解明に関する分析枠組を引きついで、1985年以降の第2次ベビーブーム世代の大学進学によって引き起こされた大学量的拡大期における大学設置課程分析を、学校法人を単位として実施している。学校法人を単位とすることで大学設置母体の校種によってその大学設置課程が異なり、大半の大学が中等学校法人によって設置されていることが明らかになった(荒井(克), 2006)。次いで、荒井(克)(2006)で明らかになった中等学校法人による大学設置課程に着目して、都道府県による高等学校以下への

私学助成が中等学校法人による大学設置に対してどのような影響を与え得たのかについて分析を行っている（荒井（克），2008）。

このように、教育社会学や高等教育学、教育経済学の基本的な問題関心は与えられた補助金をどのように機関が活用するかであり、本論文の問題関心である、所轄庁による私学政策決定の自律性を規定する要因、つまり所轄庁が私学政策を決定する上での制約を析出するという観点からの分析はなされていない。

3. 教育行政学・教育法学による私学研究

次に教育行政学における私学研究を概観する。教育行政学では私学に関する研究レビューが上田と荒井英治郎によってされている（上田，2009；荒井（英），2011）。上田は私学を対象とした研究には1949年の私立学校法制定直後と1975年の私立学校振興助成法成立前後の二つのピークがあり、前者の時期には私立学校法制定後に私学の果たすべき役割や学校法人の合理的な経営に関心が集中したため法解釈をベースにした研究が多く、後者には私立学校振興助成法の制定によって開始された私学助成に着目して私学の性格と公費による経費助成を連動させた研究が行われていると指摘している（上田，2009，35頁）。

第1に、私学助成に関する私学法制研究である。荒井（英）は上田の時期区分を前提として戦後教育改革期と高度経済成長期の私学法制研究のレビューを行っている（荒井（英），2011）。上田および荒井（英）が指摘しているように、私学政策や行政研究は時期によってそのトレンドが大きく異なっている。1970年の日本私学振興財団法の成立とともに国により私立大学に対する人件費を含んだ助成が行われ、高等学校以下の私立学校に対しても自治省が人件費に対する地方交付税措置を行った。1975年の私学助成私学振興助成法成立によって私学助成の国庫補助化が実施された。私学助成をめぐる制度に大きな変化のあった1970年代に私学助成のあり方やその問題点について研究が多くなされている。私学振興助成法の成立過程自体が主に私立大学の経営難による経常費助成の実施の有無に関する議論であり、高等学校以下の私学助成については同法第9条において「都道府県が、（中略）学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる」と触れられるのみであったことから、当時の研究は基本的に私立大学への助成が研究の中心となっていた。同法成立前後の私学助成に関する分析の多くが教育法学者によるものが多く、1970年の私大助成の実施を受けて、私大助成の実態分析からその問題点を明らかにした上で当時行われていた私学助成運動の論理を解説した大沢らや（大沢・永井，1973）、私学振興助成法を、助成を通じた国による規制強化であると批判し、「私学の自主性」を尊重した私学助成のあり方について提言している国庫助成に関する全国私立大学教授会連合などが挙げられる（国庫助成に関する全国私立大学教授会連合編，1979）。

私学法制に関する研究は、前述したように私立学校法成立時以外は私立学校関係法制定に関わった当事者による回顧録等を除けば近年になるまで極めて少なかった（荒井，2011）が、1990年代に

稲が私立学校振興助成法の立法過程について検討しており（稲，1993），2000年代になると荒井英治郎や渡部蕨が法律の制定過程の政治的要因に着目した研究を行っている。荒井（英）は私立学校に関連する法制について，官僚や国会議員等法制制定に関わった諸アクターの行動を分析することで法律の制定過程を明らかにしてきた（荒井（英），2006，2007，2008a，2008b）。従来の私学法制研究では，主に制定された法律が機関に対してどのような影響を及ぼしているかが問題関心であったのに対し，荒井（英）は政策過程に着目して，なぜ，どのように私学条件整備法制が成立していったのかについて総合的に明らかにしているところに特徴がある。渡部蕨は私立学校振興助成法の制定過程を分析した荒井（英）（2006）に対応する形で同法成立に関する政治的ダイナミズムについて検討している（渡部蕨，2007）。

また，私立大学を対象とした研究として森川や渡部蕨が挙げられる。森川は私立大学改革をめぐる動向をレビューした上で1990年代当時の私立大学行政のもつ問題点について検討している。渡部蕨は戦前からの高等教育政策を概観するとともに私立大学政策がどのように展開してきたのかについて検討し，私立大学政策が持つ課題について述べている（渡部蕨，2001，2003）。しかし，前述したように教育行政学における主要な関心は初等・中等教育であったため，私立大学を分析対象とした研究は少ないのが現状である。

第2に，私学助成に関する教育行政学的研究である。この研究は主に市川によって担われてきた（市川，1983，2004，2006，2010）。市川は私学助成問題を考える上での基本的視点として次の3点を挙げている。第1に，私学助成は私学教育がもたらす公共的な利益を守護するためのものであって，現存私学の救済を自己目的とするものではない点，第2に私学助成は公立と私学との対比において検討されるべきものである点，第3に私学助成が教育制度全体の構造や教育の在り方に対してどのような影響を与えるのかという観点から検討されるべきであると言う点である（市川，1976，2010）。具体的な私学助成の項目と金額の変遷について検討したものとしては，幼稚園から大学までを包含した私立学校に対する国庫補助金を1950年代から時系列で分析し，所轄庁の違いによる補助項目や補助額の変遷の傾向の違いを示した小入羽（2013a）を挙げることができる。

校種別に私学助成研究を概観すると，私立大学への私学助成研究として，田中は私立大学への助成の状況や小泉政権以降実施されるようになった高等教育に関する規制改革の議論をレビューして「高等教育の費用」を誰が負担するのかという論点について検討している（田中，2009）。また，市川は私立大学助成について高等教育財政の在り方という観点から膨張を続ける大学への国庫補助に対する対策として，機関補助に大きく依存している私学助成制度の限界について論じ，国庫補助の割合は5割を限度としてそれ以上の補助は奨学を目的とした学生への個人補助を実施する制度が望ましいとしている（市川，2000）。

高等学校以下の私学助成研究では，高等学校以下の私立学校行政は都道府県知事が所轄庁となっていることから，地方教育行政の枠組において研究されることが多い。例えば，1970年の人件費補助の地方交付税措置によって私学助成の制度変化が起これり，少ないものの，その実態を長峰や松井が明らかにしている（長峰，1974；松井，1973）。長峰は私学助成の実施による父母負担の軽減という観点から，各県や市町村で行われている私学助成項目をリスト化し，東京都の特別奨学金事業

や私立幼稚園の父兄負担軽減事業についての事例紹介を行い、私学助成の機関補助と個人補助の在り方について検討している。また、松井は東京都を事例として戦後から1970年前半にいたるまでの私学助成の項目や金額の制度的変遷を追っている。全県レベルの私学助成を網羅的に検討した数少ない研究として、市川を研究代表とした都道府県における私学助成に関する総合的な研究を挙げることができる（国立教育研究所，1987）。市川らは高等学校以下の私立学校への経常費補助が開始された1975年以降に着目して県における私学助成制度の実態とその効果について実証的な分析を行っている。また、近年の高等学校以下私学助成に関する研究としては、私立学校振興助成法成立による国庫補助金制度導入以前の都道府県私学助成を対象とした研究（小入羽，2012）、同法成立前後での都道府県私学助成を比較して国庫補助金制度の役割について分析した研究（小入羽，2013b）、2000年以降の都道府県私学助成と国庫補助金の関係について分析した研究（小入羽，2008）がある。

最後に、公立学校と私立学校の担当部局が異なることに着目した行政組織研究にも触れておく。公立小中学校は市町村教育委員会、公立高等学校は主に県教育委員会や市教育委員会が教育関係事務の担当部局となっているのに対し、高等学校以下の私立学校は所轄庁が都道府県知事、事務の担当部局は県の首長部局内に基本的に設置されていることが多い。同じ校種の学校であっても公立と私立では所管する部局が異なることから、両者の連携や統合については戦後幾度となく議論の俎上に登ってきていた。特に1986年の臨時教育審議会第二次答申において「教育委員会の活性化」について言及されたことで公立学校行政と私立学校行政の二元化が再び脚光を浴び、公私立学校行政と生涯学習行政の二元化について検討した角替（1988）や、公私立学校行政の連携に関する研究が上田を中心とした研究グループによって行われた（上田，1995）。その研究成果が南部によって発表されている（南部，1993，1995，2000）。南部は私学行政の担当部局へのケーススタディーを行うことで県レベルでの私学行政の実態を明らかにするとともに、私学行政の担当部局を教育委員会内に補助執行という形で設置している県に着目してそれらの経緯について検討している。

以上のように、教育法学では主に私立大学への「規制」の部分に着目した研究が私立学校振興助成法成立当時に多く行われてきていたが、これらは私学助成開始に伴う「規制強化」に対する問題意識が根底にあり、どのような構造で規制が行われるようになったのかという制度設計的な側面への着目は行われていなかった。教育行政学では私学助成の実態について明らかにした分析、私学助成政策決定主体の行動を規定する要因についての分析、教育委員会活性化の議論の中での私立学校行政の位置づけに関する分析などが行われており、大半は高等学校以下の私立学校を対象とした分析であった。

4. まとめ

本稿では私学政策・制度に特化した研究レビューを行ってきた。レビューから、私立大学に関する高等教育研究や教育社会学研究では私学経営・財務に関する研究が多く行われている一方で、政策・制度に着目した研究が前者と比較して相対的に少ないことが示された。本稿での問題関心で

あった「助成」と「規制」の主体がどのような要因で政策や制度設計を行うのか、という観点からの分析よりも、現状が大学・学生や社会に対してどのような影響を与えるのかという分析が高等教育研究の主要な問題関心であった。しかし、昨今のように、政策決定の主体が多様化して政策の変化のスピードが速くなっている状況下において、私学助成政策や私学制度に関する研究は今後一層求められてくるのではないだろうか。

私学助成政策および制度研究については教育行政学において多く行われてきている。しかし、教育行政学では初等・中等教育の私立学校を対象としたものが多く、私立大学を対象としたものは少なかった。高等教育研究であっても私学政策・制度の制定過程分析や「政策や制度の変化が機関にどのような影響を与えたのか」という問いは重要である。一方で、財務研究に代表されるような、私学経営研究は教育行政学や教育経営学ではほとんど行われてきていない。私学経営が私学政策や私学制度の影響を受けていることから、財務研究や経営研究はその政策の効果を測る上で非常に重要な研究テーマとなる。

ここで枠組の援用に関する留意点について述べておく。前述したように、高等学校以下の私立学校と私立大学では所轄庁と機関の関係は異なる。そのため、教育行政学で蓄積されてきた政策決定に関する研究で用いられているような中央地方関係などの枠組は私立大学政策を分析する上で援用することはできない。しかし、現在進行している教育改革では政府内での決定過程に文部科学省以外の省庁まで含まれることが多くなったことから、省庁間関係の分析等に教育行政学研究の知見を援用することは可能になると考えられる。

今後の私学研究の展開として、分析単位として私立大学を越えた、学校法人を単位とした研究は非常に示唆的である。私立学校は学校法人が設置者であり、複数の校種を設置することが可能である。学校法人の経営行動を詳細に分析するためには私立幼稚園から私立大学までを対象としなくてはならず、その場合、私学研究において校種を越えた枠組みを構築していく必要性が出てくると考えられる。校種を越えた分析を行って行く上で、私立大学政策や制度についての知見は言うまでもなく、高等学校以下の私立学校政策や制度について熟知していく必要性が出てくる。現状では私立学校研究は「私立大学」と「私立高等学校以下」で分かれているが、両者を相互補完的に援用していくことが今後求められてくるのではないだろうか。

【参考文献】

相澤真一・児玉英靖・香川めい（2009）「戦後日本の教育拡大の地域的布置—1960年代における都道府県間の私立高等学校の役割の差異に着目して」『アジア太平洋研究』34号，57-78頁。

天野郁夫（1970）「わが国大学の形態学的分析—高等教育機関としての形態を中心に—」国立教育研究所『わが国高等教育の問題状況 高等教育総合研究・中間報告Ⅱ』120-145頁。

荒井英治郎（2006）「私立学校振興助成法の制定をめぐる政治過程—自民党文教族の動きに着目して—」『日本教育行政学会年報』32号，76-93頁。

荒井英治郎（2007）「戦後私学の条件整備法制の形成—『私立学校振興会法』の制定をめぐる政策

- 過程に着目して一」『〈教育と社会〉研究』17(1) 10-18頁。
- 荒井英治郎(2008a)「中央政府における教育政策決定構造の変容—『教育の供給主体の多元化』をめぐる政策過程に着目して一」『教育学研究』75(1)。
- 荒井英治郎(2008b)「私学助成の制度化をめぐる政策過程—一人件費補助の制度化と日本私学興財団法の制定に着目して一」『国立教育政策研究所紀要』137集, 199-215頁。
- 荒井英治郎(2011)「教育法制研究の課題と方法—静態的法制研究から動態的法制研究へ—」『教職研究』4号, 25-81頁。
- 荒井克弘(1995)「新設私立大学・短大の供給メカニズム」市川昭午『大学大衆化の構造』玉川大学出版部。
- 荒井克弘(2006)『学校法人の研究—大学設置課程の分析』科学研究費補助金報告書。
- 荒井克弘(2008)『中等学校法人による大学設置の研究—都道府県私学助成のはたした役割』科学研究費補助金報告書。
- 市川昭午(1976)「私学助成の当為性とは」『望星』10月号, 16-23頁。
- 市川昭午(1983)『教育サービスと行財政』教育開発研究所。
- 市川昭午(1990)『各都道府県における私立高等学校の標準的運営費に関する調査研究』日本私立中学高等学校連合会。
- 市川昭午(2000)『高等教育の変貌と財政』玉川大学出版部。
- 市川昭午(2004)「私学の特性と助成政策」『大学財務経営研究』第1号, 171-185頁。
- 市川昭午(2006)『教育の私事化と公教育の解体』教育開発研究所。
- 市川昭午(2010)『教育政策研究五十年 体験的研究入門』日本図書センター。
- 稲正樹(1993)「私立学校振興助成法の立法化過程」中村陸男編『議員立法の研究』信山社出版。
- 上田学(1995)『地方における公立学校行政と私立学校行政の連携に関する調査研究』平成5・6年度科学研究費補助金(一般研究C)研究成果報告書。
- 上田学(2009)『日本と英国の私立学校』玉川大学出版部。
- 大沢勝・永井憲一編(1973)『私学の教育権と公費助成』勁草書房。
- 大桃敏行(2013)「教育行政学と高等教育研究」『高等教育研究』第16集, 47-62頁。
- 大崎仁(1968)「私立大学」清水義弘『日本の高等教育』第一法規, 145-188頁。
- 大崎仁(1999)『大学改革1945～1999』有斐閣選書。
- 尾形憲(1978)『教育経済論序説—私立大学の財政』東洋経済新報社。
- 尾形憲(1979)「私学助成のあゆみと思想」国庫助成に関する全国私立大学教授会連合編(1979)『私学助成の思想と法』勁草書房, 25-44頁。
- 香川めい・相澤真一・児玉英靖(2012)「高等学校教育機会はどのように提供されたのか?: 地方自治体の事例の比較検討による類型化の試み」『応用社会学研究』54号, 143-160頁。
- 金子元久(1992)「高等教育制度・政策の研究」『大学論集』第22集, 187-208頁。
- 金子元久(2005)「政策と制度に関する研究の展開」『大学論集』第36集, 221-235頁。
- 黒羽亮一(1993)『戦後大学政策の展開』玉川大学出版部。

- 黒羽亮一（2001）『新版 戦後大学政策の展開』玉川大学出版部。
- 黒羽亮一（2002）『大学政策 改革への軌跡』玉川大学出版部
- 国立教育研究所（1978）『私立大学の社会的構造』国立教育研究所。
- 国立教育研究所（1987）『都道府県私学助成の研究』国立教育研究所。
- 国庫助成に関する全国私立大学教授会連合編（1979）『私学助成の思想と法』勁草書房。
- 児玉英靖（2008）「戦後日本の高等学校教育供給システムにおける私立高等学校の役割—進学率停滞をともしない教育拡大はいかにして可能となったか」『東京大学大学院教育学研究科紀要』48巻, 125-133頁。
- 小入羽秀敬（2008）「私立高等学校補助金をめぐる中央地方関係」『日本教育行政学会年報』34号, 179-195頁。
- 小入羽秀敬（2012）「人件費補助の制度化が都道府県私学助成に与えた影響—1970年・1971年の地方交付税法改正に着目して—」『教育行政学論叢』32号, 15-24頁。
- 小入羽秀敬（2013a）「中央政府による私学助成政策の変遷—国庫補助金と貸付金に着目した校種別の時系列分析—」『大学論集』第44集, 63-80頁。
- 小入羽秀敬（2013b）「私立学校振興助成法成立による都道府県私学助成の変容—国庫補助金制度導入前後の経常費助成」『日本教育政策学会年報』20号, 144-157頁。
- 田中敬文（2000）「私立大学への支援と規制—私学政策の評価と改革方向」喜多村和之編『高等教育と政策評価』玉川大学出版部, 223-244頁。
- 田中敬文（2009）「私立大学のファンディング」『学校と大学のガバナンス改革』教育開発研究所。
- 角替弘志（1988）「地方教育行政における二つの二元化と障害教育の体系化—公私立学校行政と「教育の事業」に関連して—」『日本教育行政学会年報』第14号, 24-41頁。
- 長峰毅（1974）『私学助成の意味を考える』財団法人 日本私学教育研究所。
- 長峰毅（1978）「私学の自主性と教育行政」高木太郎・金子照基・相良惟一編著『講座 教育行政 教育行政と教育法学』協同出版, 217-237頁。
- 南部初世（1993）「地方教育行政における公立学校行政と私立学校行政の連携」『日本教育経営学会紀要』第35号, 97-111頁。
- 南部初世（1995）「地方の私立学校行政における民主性・効率性原理」高木英明編『地方教育行政の民主性・効率性に関する総合的研究』多賀出版, 267-284頁。
- 南部初世（2000）「教育行政における私立学校行政の位置と公立学校行政との関係」日本教育経営学会編『公教育の変容と教育経営システムの再構築』玉川大学出版部, 157-171頁。
- 濱中義隆・島一則（2002）「私立大学・短期大学の収支構造に関する実証的研究—18歳人口減少期における私学経営の転換—」『高等教育研究』第5集, 155-180頁。
- 松井重男（1973）「戦後私学助成の進展：東京都所轄私立学校を中心に」『跡見学園女子大学紀要』6号, 27-42頁。
- 丸山高央（1992）『大学改革と私立大学』柏書房。
- 丸山文裕（1988）「私学助成効果についての一考察」『官学と私学 大学の設置形態と国公立私立大学

- の将来』広島大学高等教育研究開発センター大学研究ノート，通巻71号，42-49頁。
- 丸山文裕（1999）『私立大学の財務と進学者』東信堂。
- 丸山文裕（2002）『私立大学の経営と教育』東信堂。
- 森川泉（1994）「私立大学改革と私立大学行政の諸問題」『日本教育行政学会年報』第20号，50-60頁。
- 両角亜希子（2010）『私立大学の経営と拡大・再編』東信堂。
- 両角亜希子（2012）「私立大学の財政—現状と課題」『高等教育研究』第15集，93-112頁。
- 山崎博敏（1989a）「学校法人の生成と淘汰—経営主体からみた高等教育機関」喜多村和之編『学校淘汰の研究—大学「不死」幻想の終焉』東信堂。
- 山崎博敏（1989b）「私立高等教育機関の組織変化のパターンとその要因—学校法人を分析単位として」『教育学研究』第56巻第2号，137-144頁。
- 矢野眞和（1984）「私学助成の経済分析」『大学論集』第13集，39-58頁。
- 矢野眞和（1996）『高等教育の経済分析と政策』玉川大学出版部。
- 矢野眞和・丸山文裕（1988）「私立大学における経営収支の変動過程と私学助成」『高等教育研究紀要』第8号，46-60頁。
- 米澤彰純（2010）『高等教育の大衆化と私立大学経営—助成と規制は何をもたらしたのか』東北大学出版部。
- 渡部 翫（2001）「わが国における私学政策と私立大学の航路」『京都橘女子大学研究紀要』第27号。
- 渡部 翫（2003）「高等教育政策の展開とその特徴」『大学創造』第13号。
- 渡部芳栄（2006）「学校法人「基本金」の研究—大学経営に果たした役割—」『高等教育研究』9号，121-140頁。
- 渡部芳栄（2007）「高等学校への私学助成の諸効果」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第55集第2号，1-11頁。
- 渡部芳栄（2011）「高等教育を供給する学校法人の変容—その傘下校に着目して」『大学論集』第42集，71-87頁。

Studies in Private School Policies and Institutions

Hideyuki KONYUBA*

This article reviews studies of private school policies and institutions. Such studies either focus upon private universities or K-12 schools. Educational Sociology and Higher Education Studies emphasize private universities, but their interests are mainly on management instead of policy and institutions. On the other hand, the studies on Education Administration are devoted to policy and institutions, but they mainly focus on K-12 and not on higher education.

By comparing studies from two disciplines, this article suggests a framework for analyzing private school policies and institutions. The framework used in Education Administration studies, such as new institutionalism and policy process studies, can also be used in private university research. Also, studies on the school corporation, the framework used in Education Sociology and Higher Education Studies, are very suggestive. These studies show that private school research should include K-12 and universities together in the framework.

*Research Fellow, Research Institute for Higher Education (R.I.H.E), Hiroshima University